

寿都湾

◎ 議会だより

平成28年 第1回定例会

平成28年第1回定例会は、3月8日招集され、会期を22日までの15日間と定め、開会初日の8日は、町長により「町政執行方針」、

（委員長 山本議員、副委員長 木村親志議員）に付託した後、一般質問を行い散会しました。

教育長により「教育行政執行方針」の表明が行われた後、新年度予算を除く議案

15日及び16日に予算特別委員会を開催。

等件（同意案1件、意見案2件、専決処分承認1件、条例の制定2件、条例の全部改正及び一部改正14件、

付託された平成28年度各会計予算7件の審議の結果、いずれも可決するものと決定し、特別委員会を閉会しました。

単行議案3件、平成27年度各会計補正予算6件）を審議し延会しました。

17日に本会議を再開し、決議案1件を審議した後、予算特別委員会での審査についての委員長の報告を受け、新年度各会計予算7件を原案のとおり可決しました。

14日は平成28年度各会計予算7件の提案理由の説明を受け、議員全員により構成された予算特別委員会

また、追加提案された単行議案1件、平成27年度

一般会計補正予算を審議し全日程を終了して閉会しました。

新年度予算の重要施策及び予算概要については、広報寿都4月号をご覧ください。

平成28年度 一般会計及び各特別会計

会計区分	平成28年度	前年対比(%)
一般会計	48億9,400万円	14.0
特別会計		
国民健康保険事業特別会計	5億5,250万円	▲1.3
後期高齢者医療特別会計	4,900万円	▲3.5
介護保険事業特別会計	4億1,940万円	0.1
簡易水道事業特別会計	1億4,360万円	▲10.8
公共下水道事業特別会計	2億5,690万円	▲26.9
風力発電事業特別会計	5億9,080万円	0.1
計	69億0,620万円	7.5



4月24日 全町民海岸クリーン大作戦に多くの方々のご参加をいただきました。

審議した案件

人事案件

◆固定資産評価審査委員会委員の選任
星 聡子氏（新栄町）の選任（新）に同意しました。

意見案

◆平成29年4月の消費税10%への増税中止を求める意見書・・・原案否決
（賛成3：反対5）

◆地方自治の尊重を政府に求める意見書・・・原案否決
（賛成2：反対6）

専決処分の承認

◆平成27年度一般会計補正予算（第7号）・・・原案可決
・・・原案可決

予算総額に、5千万円を追加し、総額を45億5千983万円とするものです。

●補正の内容
・ふるさと応援寄附金関連費用 5千万円増

条例の制定

◆寿都町行政不服審査会条例の制定・・・原案可決
◆行政不服審査法の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例の制定・・・原案可決

これら2件の条例制定は、「行政不服審査法全部改正」に伴い、処分の適法性、妥当性等を調査、審査、審議する第三者機関の設置が義務化され、付属機関として、寿都町行政不服審査会を設置するとともに、関係する条例についても、所要の改正を行うものです。

条例の改正

◆寿都町課設置条例の一部改正・・・原案可決
行政組織のスリム化と事務効率の向上を図るため、総務課と財政課の統合し、総務財政課と改正するものです。

◆職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正・・・原案可決

平成27年6月に学校教育法の一部改正により、現行の小学校・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫として行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されたことから、条文中に小学校に関わる規定があるた

め、改正するものです。

◆議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正・・・原案可決
（賛成6：反対2）

◆特別職の給与額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部改正・・・原案可決
（賛成7：反対1）

これら2件の条例改正は、平成27年の人事院勧告で職員の期末勤勉手当の支給率が4.10月から4.20月と0.10月引き上げるとの勧告がなされ、議員及び特別職等の期末手当についても、従来から人事院勧告に準拠している職員と同様の算定をしていくことから、職員の例にならひ、改正するものです。

◆委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正・・・原案可決

寿都町行政不服審査会委員並びに寿都町歴史文化基本構想策定委員及び寿都町歴史文化基本構想策定調査委員が新たに設置され、構成する委員の報酬を定めるため改正するものです。

◆非常勤職員等の報酬等及び費用弁償等条例の一部改正・・・原案可決
平成27年の人事院勧告に準拠して、正職員の期末勤

勉手当が0.10月引き上げとなることから、準職員についても、その7割強の0.07月を引き上げる、改正するものです。

◆職員給与に関する条例の一部改正・・・原案可決
平成27年の人事院勧告に準拠して、職員の俸給表及び勤勉手当の支給月数等の改正を行うものです。なお、期末勤勉手当の支給率については、4.10月から4.20月と0.10月引き上げるものです。

◆寿都町立寿都保育園条例の一部改正・・・原案可決
子ども・子育て支援制度の改正を踏まえ、町独自の施策として、多子世帯及びひとり親世帯の保育料の負担軽減を図るため、改正するものです。

◆寿都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正・・・原案可決

◆寿都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正・・・原案可決

これら2件の条例の改正は、介護保険法の改正によ

り、小規模な通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所として、北海道から事業所所在市町村に指定・指導権限が移行されることから、人員、設備及び運営に関する基準等を規定するため、改正するものです。

◆寿都町医療従事者等奨学資金貸付条例の一部改正・・・原案可決
近年、福祉・介護等の施設における従事者不足から、本町の福祉・介護施設へ従事する人材の確保を図るため、「社会福祉士」、「介護福祉士」、「保育士」を奨学資金の貸付対象とするため改正するものです。

◆寿都町簡易水道事業給水条例の一部改正・・・原案可決
（賛成6：反対2）

◆寿都町公共下水道条例の一部改正・・・原案可決
（賛成6：反対2）

◆寿都町合併処理浄化槽整備条例の一部改正・・・原案可決
（賛成6：反対2）

これら3件の条例の改正は、各会計の健全経営を図ることを目的に、使用料及び一般世帯の基本水量を改正するものです。
○一般家庭用の場合 基本水量8 m³までが5 m³までに

改正。

○基本料1千560円が1千100円に改正。
○超過料195円（1 m³につき）が220円（1 m³につき）に改正

単行議案

◆寿都町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の策定・・・原案可決
過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が5年間延長され、本町も過疎地域の指定を受けていることから、引き続き地域の实情に応じ、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進するため「寿都町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）」を策定するものです。

◆行政不服審査会に関する事務の受託・・・原案可決
行政不服審査会に関する事務及び執行を南部後志衛生施設組合から受託するため規約を定め、事務の委託を受けるものです。

◆寿都町風力発電所保守点検委託業務契約・・・原案可決
寿都町風力発電所11基等の保守点検委託業務を締結するために議決しました。

・契約の方法 随意契約
・契約の金額 8千640万円

・契約の相手方 茨城県日立市幸町3丁目2番2号

・株日立パワーソリューションズ

代表取締役 浦瀬 賢治

◆町道路線の認定

平成20年に完成している林道蘭越磯谷線において、完成後8年経過することから北海道との協議が整い、町道路線として認定するものです

・磯谷高原線
(起点 磯谷町横溝113番地、終点 磯谷町横溝1730番地) 延長4千641・45m

補正予算

◆平成27年度寿都町一般会計補正予算(第8号)・・・原案可決
(賛成8：反対0)

予算総額から3千319万3千円を減額し、総額を45億2千663万7千円としました。

●補正の主なもの

・議会費(議員期末手当の減額ほか) 10万8千円減
・総務費(情報セキュリティ強化対策ほか) 7千875万1千円増

・民生費(子ども・子育て支援システム改修ほか) 390万円増

・衛生費(寿都診療所医療備品購入ほか) 236万1千円増

・農林水産業費(水産物普及施設運営事業費の減額ほか) 1千342万8千円減

・商工費(道の駅機能増設工事費の減額ほか) 488万5千円減

・土木費(矢追新通り線新設工事費の減額ほか) 6千957万6千円減

・消防費(人件費の増額) 69万4千円増

・教育費(橋本家保存整備工事費の減額ほか) 2千477万2千円減

・災害復旧費(河川等災害復旧工事費) 158万円増

・公債費(長期債利子償還金の減額ほか) 420万円減

◆平成27年度寿都町一般会計補正予算(第9号)・・・原案可決

《17日追加提案》
予算総額に100万円を追加し、総額を45億2千763万7千円としました。

●補正の主なもの

・災害復旧費(政治漁港線災害復旧工事費) 100万円増
◆平成27年度寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)・・・原案可決

予算総額に5万4千円を追加し、総額を5億6千668万5千円としました。

●補正の主なもの
・総務費(期末勤勉手当の増額ほか) 5万4千円増

◆平成27年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)・・・原案可決

予算総額に12万円を追加し、総額を4億2千988万8千円としました。

●補正の主なもの
・地域支援事業費(期末勤勉手当の増額ほか) 12万円増

◆平成27年度寿都町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)・・・原案可決

予算総額に548万9千円を追加し、総額を1億6千638万9千円としました。

●補正の主なもの
・総務費(簡易水道事業基金積立金の増額ほか) 468万9千円増

・施設費(消火栓取替工事費) 80万円増

◆平成27年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)・・・原案可決

予算総額から633万6千円を減額し、総額を3億4千736万4千円としました。

●補正の主なもの
・総務費(公共下水道事業基金積立金の増額ほか) 187万1千円増

・施設費(シークリン寿都脱水機設置業務委託費の減額ほか) 820万7千円減

◆平成27年度寿都町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)・・・原案可決

予算総額から1億850万円を減額し、総額を4億8千150万円としました。

●補正の主なもの
・電気事業費(風力発電事業の消費税の減額ほか) 704万8千円減

・諸支だ費(一般会計繰出金の減額) 1億145万2千円減

飲酒運転根絶を宣言する決議

《17日追加提案》

本定例会に議員提案され、原案のとおり可決されました。決議文は次のとおりです。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、国民すべての切実な願いです。
私たちの生活は、車社会

の進展とともに、利便性が向上し、経済的にも豊かさを増しましたが、一方で被害者、加害者がともに大きな犠牲を払う悲惨な交通事故、中でも一人ひとりの取り組みによって防止できるはずの飲酒運転による交通事故は、依然として後を絶たない状況にあります。

北海道内においては、一昨年7月13日、小樽市銭函で飲酒運転により、3人死亡、1人重傷、しかもひき逃げという、極めて悪質な事件が発生しました。その後、飲酒運転の根絶に向けた様々な取り組みにもかかわらず、昨年6月6日にも、砂川市の国道で一家4人が死亡、1人重体という悲惨な事故が再び発生し、道民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらししました。更に

は、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行された直後、本年の1月2日には、室蘭市の国道交差点で、若者男性3人が死亡するなど、極めて憂慮すべき事態となっています。

こうした悲劇を二度と繰り返さないためには、警察による取り締まりと、本人の自覚にのみ任せるのではなく、地域社会全体として一人ひとりの心に、飲酒

運転は「しない、させない、許さない」という規範意識を、住民はもとより社会風土として定着させなければなりません。

これまで国が進めてきた罰則等の強化のみでは、悲惨な飲酒運転による交通事故の根絶はかなわず、意識啓発の一層の充実はもちろんのこと、各年代にわたる生涯教育、酒類を提供する飲食店等の協力など総合的かつ効果的に推進していくことが必要であります。

よって、寿都町議会は、北海道をはじめ各市町村、各関係機関や団体との連携を強化するとともに、寿都町民一丸となって飲酒運転の根絶に取り組むことをここに宣言します。

以上、決議する。
平成28年3月17日
寿都郡寿都町議会

STOP! 飲酒運転



ここが聞きたい

一般質問

第1回定例会での一般質問では2名の方から3項目について質問がありました。

越前谷由樹 議員

農業 寿都町の農業について



■質問

はじめに、寿都町の農業という大きな、漠然としたテーマを質問したことについて、範囲が広く、大変戸惑いを感じられたのではないかと思います。

それだけ本町の農業が、先行き不透明ということを理解していただきたいと思えます。

さて、本町農業の先行きは、見通しが付かないくらいたいへんな状況にあります。

「高齢化である」「後継者がいない」「農地は荒れ放題」全くとって光が差し込む方向が見いだせない状態にあります。

町政執行方針では、「現

状の地域農業を維持することが最重要課題である」と述べておりますが、これと

いった現状から脱却するための施策が示されている訳ではありません。

本町の農業政策については、以前にも質問した経緯がありますが、あえて再度町長に、本町農業についての考えと、今後の農業対策についてお聞きします。

●町長

越前谷議員のご質問にお答えいたします。

寿都町の農業についてであります。過去には、地域農業の展開方向を探り、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等を総合的に行うための中山間整

備事業を推進して参りましたが、これには、本町農業の生産条件等が不利な実情を踏まえ、小規模農地の保全と併せて、限られた農地でも収益性の高い農業生産技術を開発することが背景にありました。

しかしながら、実態としては、農家戸数の減少に加え、農業、農地の維持が厳しい状況にあり、さらには、地域農業の担い手の確保が、大きな課題となっていることは、以前と同様の見解であります。

また、ご指摘のとおり、地域農業を取り巻く環境は、農村人口の減少や、耕作放棄地の問題に大別されると考えております。

こうした厳しい農業情勢ではありますが、農業振興を通じて、人を集め、仕事を生み出す流れを作っていくことは、地方創生にも繋がるものであり、新たな農業の足がかりとなる行動を起すことが求められると同時に、農業を守ること、産業の振興上、極めて重要であると認識しております。

新年度における農業施策につきましても、現状の厳しい農業環境を捉えながらも、既存農業を支えるため

の人づくりとして、国の制度である農山漁村振興交付金等の活用も視野に、地域農業者との合意形成を図りながら、平成28年度中に、人材確保に向けた、一定の方向性を打ち出して参りたいと考えております。

併せて、新年度予算でコミュニティ活動推進事業を予算計上しておりますが、高齢者等の生きがいや、これまで培ってこられた経験を活かせる場づくりとして、本町に合った農業スタイルと、町内の遊休施設等を活用した六次産業化の可能性等、事業展開に繋げるための調査を実施したうえで、今後の新たな地域農業の提案をさせていただきます。

以上でございます。

■再質問

このような農業の現状から、今まさに町長が考えている思い切った農業に対する改革、農地の有効利用を図ることができるとき、またそういった時代にやってきてるのではないかと、思います。

将来を見据え、しっかりとした農業政策を掲げ、計画を立ててやっていくのか、いわゆる農業という第

一次産業の看板を掲げていくのか、また、そのためには、農地をどのように有効利用していくのかと、考えていただきたいと思えます。

現状では、今住んでいる人、現農家による、将来的な対策は、どう考えても無理ではないかと思えます。

本町農業に特効薬というのはありませんが、よく人づくりといいますが、現状における人づくりは、後継者もいない中ではできないわけです。

新たな入植者といえますが、町外に、或いは都市に農業をやりたい人を求めるしか、手だてがないのではないかと思います。

そうなれば、新規営農者を求める工夫も必要でしょうし、また、新規営農者を求めるための、新たな町独自の施策や、ユニークな条例、例えば、入植者には恩典が与えられる等、そういった農業政策の改革、色々な工夫で、農業者を求めていくことが、必要になってきます。

いま、私は、農業という観点の中でお話ししたわけですが、観点を替えますと、農業をすつかり諦めてしまうという見方もあ

るのではないかと思えます。



農業を考えないのであれば、国や道に具申して、農業振興地域の指定枠を外していたとき、農地を返上し、自由に使える土地、地目を変えて農地以外の地目にするということですが、そうした方が、有意義な土地利用が図られるのではないかと考えます。

誰もが利用できる土地に代えることによつて、土地を有効活用していくという、考えであります。

また、町が農地を農家から購入して、土地を利用し

たいという人に貸し付けるという、貸地の方法もあるわけですが、土地の利活用については、色々なアイデアが浮かんできます。

それから、誰も使わないのであれば、農地を再生エネルギー基地として、再度風力発電所を建設する等も考えられると思います。

昨年の9月8日に開催された、全員協議会で、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律概要という計画がありました。

こうした考えについて、再度町長にお聞きします。



●町長

越前谷議員の仰るとおり、利用するにも、利用しないにも、どちらも頭の痛いところでございます。現実問題、越前谷議員も、小規模ながら農業をやられて、なかなかそこで生活を成り立たせるという厳しさというのを感じていると思えますけれども、これあの、農地利用を活用するにしてもですね、ただ、農地があります。来てくださいと言つても、寿都の農地よりもまだまだ条件のいい農地というの、有効活用されてない農村地帯が多くあります。

また、これを利用しない決断をしたとしても、これをしたらどう有効活用しますかというのものはつきり言つて非常に農業を進める以上に難しい政策だと、私は思います。

ですから、結論から申し上げますと、私としては、この寿都ならではの、これやっぱり商売に結び付かなかつたらどうにもなりませんけれども、ここはそんなに時間をかけるわけにはいきませんけれども、先程お話ししたとおり、今年1年、可能性について探つて、ま

ず今年方向性を出しませうと、そこに集中させていきたい。

最後に、風力発電の基地用地に使つたらどうかという話ありましたけれども、現状では今、増設不可能な状態であります。

というのは、変電施設に送り込むのが今現在で手いっぱいなものですから、これあの、10年スパンで方向性というのは、大体見えてくると思えますけれども、10年もしたら放つとくという訳にはいきませんし、逆に風力について有効活用できる時期になればですね、土地としたらバスだけではないわけですから、他の土地は有効活用できると思っています。

10基に増やしたとしても、農地が全部使えなくなる可能性はございませんので、そこら辺は、エネルギー政策、国のエネルギー政策、北海道のエネルギー政策を見据えた中で、チャンスがあれば増やしていくというところが寿都町にとっては、ありがたい話でありますし、これあの、農業とは別立ててですね、考えていくべきではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしまして

も、この限られた資源の中で、これを有効活用していくことが、寿都町の地方創生に繋がるという原点で考えたときには、私はまだ、農業は諦めるわけにはいかないという判断に基づいてですね、進めていきたいと考えております。



■越前谷議員

質問ではないですが、どうも、町長のお話を聞いておりますと、まだ、農業に対する政策、具体的な計画というのが、見えて来ないのです。

早急に、きちんとした農業政策、そして改革を町民に示してもらいたく、頑張つていただきたいと思います。

幸坂 順子 議員

行政 寿都町まち・ひと・しごと 創生総合戦略について

■質問

寿都町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、寿都町の総合戦略が作られました。国の4つの基本目標に沿つて、計画が作られております。

総合戦略では、人口減をいかに食い止めるかが、重要な視点になっており、多くの自治体で、子育て政策の充実が言われております。

それは、寿都町においても同じであり、基本目標の3で、仕事づくりと連携した若者の定住促進と、地域力を活かした子育てしやすいまちづくりの増進と謳っております。

そこで、提案したいのですが、子どもの貧困が広がるなか、一人親家庭、なかでもシングルマザーの貧困が言われております。仕事を2つ、あるいは3つと掛け持ちで働き、それでも生活が苦しいという実態が、報告されています。働く場と、子育ての環境

の整備をして、シングルマザーが安心して子育てできる町づくりをして、町外からの移住も受け入れていくというのはどうでしょう。シングルマザーに優しいまちは、他の子育て世代にも優しいまちなります。寿都町が、子育てしやすい町であることを、町外に発信していくべきと考えます。

●町長

幸坂議員のご質問にお答えいたします。

若い世代の移住、定住と、子育ての問題については、質問でございますが、現在、日本における子どもを抱え、母子家庭で暮らすいわゆるシングルマザーと言われる母親は、108万人以上いると言われ、その母親の就業率は8割を超えている状況であります。パートやアルバイト等の就業率も高く、2013年度の国民生活基礎調査では、母子家庭の8割以上が生活が苦しいと訴えているという調査結果があります。

本町における母子家庭の状況ですが、2月末現在で12世帯14名の子どもがおりますが、このうちの多くは、子どもの生活環境を第一に、母親の実家がある寿都町で親御さんの支援を受けながら働き、子どもと生活している状況にあると判断しております。

寿都町では、平成27年3月に策定した、寿都町子ども子育て支援事業計画に基づき、支援を必要とする子どもらへの取り組みの推進として、母子家庭等の自立支援の推進を基本として、各種施策に取り組んでまいりました。

具体的に施策を申し上げますと、ひとり親家庭等医療助成制度、児童扶養手当



の実施、平成28年度からは、第1子の保育料を半額、第2子以降については、無償化とする保育料の負担軽減を国の基準となる年収360万円から、町独自の施策として、年収470万円未満の世帯に拡大、適用し、実施いたします。

また、母子家庭に特定した施策ではありませんが、本町の子ども子育てについては、子育て世代の方々の仕事と子育てを両立する放課後児童クラブの運営や、子育て負担を軽減するため、子ども医療費助成の対象年齢の拡大、インフルエンザワクチン接種助成、小児用肺炎球菌ワクチン接種助成は、国に先駆け実施し、次代を担う子供が健やかに生まれ育つ環境、町づくりを努めてまいりました。

特に、子ども医療費助成事業につきましては、母子保健予防対策、及び子育て支援の一環として、対象年齢を引上げ、平成25年4月からは、18歳まで拡大して実施しております。

一方、移住定住に向けた対策としては、昨年度が打ち出した、まち・ひと・しごと創生に基づき、寿都町では、本年2月に寿都町まち・ひと・しごと創生総合

戦略を策定し、平成27年度から、31年度までの5年間で、大きく4つの基本的視点から、具体的数値目標を掲げ、施策を推進していく計画となっております。

この総合戦略の中で、移住、定住人口対策と、子育て支援は、人口減少対策としての最重要課題として、推進していかねければならない施策の一つであります。



母子家庭の母親が、子どもと安心して暮らすためには、精神的な支えはもとより、経済的支えとなる働く場の確保と、経済負担の少ない子どもへの預け場所の確保が重要となります。

このことから、引き続き子育て環境の充実を図るため、子育て支援施策を推進するとともに、経済的支えとなる働く場の確保を図る

ため、国の雇用開発助成金制度等の活用促進や、人材が不足している水産加工業や、福祉施設等、町内事業者の方々との異業種交流等を通じ、協議や話し合いの機会を作ってまいりたいと考えております。

また、町が行う子育て支援を、移住、定住に向けたPRとして、ホームページ等により積極的に情報発信するとともに、本町の財政状況等も踏まえ、母子家庭の世帯が安心して子どもを育て、生活できる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

■再質問

子育てしやすいまちづくりという点で、町長が色々子育て世帯に対する支援の事をお話ししてくれました。

本町に寿都町も色んなことが行われているんだと再確認しております。

現在寿都町に住んでいるシングルマザーの方は、実家の援助を受けている方が多いということ町長からもご答弁がありました。

ただやっぱり実家の援助を受けられる方はいいんですけど、自立して子育てするつていうためにはまず仕

事、働いて暮らせる仕事の確保というのが、先程町長も仰ったように重要です。

次には、安い住宅ですね。低家賃の住宅を提供するという必要かと思えます。

そして、子育て支援の充実。先程仰ったような、充実を図っていくということになります。

田舎だからこそできる子育てを提案していくということが、今大切なと思います。

寿都町には、道立高校もありますし、さらに、上を目指して進学する時の奨学金制度も充実してきております。そのことを、外に向

かって大いに発信するべきだと思えます。

●町長

子育て支援の関係について、今幸坂議員が仰ったとおり、自立して、かつ子育てするという基本理念に基づいて、仕事の確保、低家賃の住宅確保、子育て支援、この3つが、相まって、初めて子育てしやすいまちづくりというふうにも認識しております。道立高校、奨学金制度、これも併せてですね、これからしっかりとPRをしながら、努力をしていきたいというふうにご考えてございます。

気軽に 見に来ませんか?

6月に定例議会が開かれます

議会は皆さんのものです。だからこそ「1人でも多くの方に議会を見てほしい」そして「皆さんと共に、まちづくりを考えたい」ぜひ議会の傍聴に来ませんか?



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)

人事評価制度について



■質問

地方公務員法の改正により、今年度から、人事評価制度が導入されることになっていきます。

今まで行っていた「職階制」を廃止し、人事評価の点数で、役場職員の人事及び処遇が決まることとなります。

人が人を評価する難しさがあって、評価される側も、評価を気にして萎縮してしまう、あるいは、評価に納得がいらず、勤労意欲の低下や、職場の雰囲気悪化、



さらには、メンタルヘルスの障害に繋がっていくことが心配されています。

評価の公平性や、客観性をどのように担保するのが重要になります。

町長の見解をお聞きします。

●町長

人事評価制度の導入にあたってのご質問にお答えいたします。

この、人事評価制度につきましては、平成26年5月14日に、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、この4月1日から、本格的に施行されることとなりました。

現在、地方分権の一層の進展により、地方公共団体の果たす役割が増大してきており、住民のニーズも多様化し、また、厳しい財政状況が続いている中で、いかに良い住民サービスを提供できるかが、最大の課題となってきました。

このような状況の中、

個々の職員に困難な課題を解決する能力と、高い業績を上げることが、従来以上に求められております。

そのためには、職員個人が、自分にとって何が足りないかを客観的に知ることが重要であり、そのことがとりも直さず住民サービスの向上に繋がると考えてございます。

そのための手段として、この人事評価制度があるかと、私は考えております。本町としては、本年4月1日の施行を見据えて、昨年5月と6月の2回にわたり、この制度の本質的な主旨を含めた概要を職員に理解していただくために研修会を開催し、9月には、評価する側、特別職を含めた管理職以上でございすが、評価者研修を開催し、人事評価の基本的な事項、公正な評価、評価基準の明確化、評価基準の理解、評価基準の順守、評価責任の自覚等について、研修会を重ね、昨年12月から本年2月の3ヶ月間にわたり、試行を実施してきたところでございます。

ご質問にありますように、人が人を評価することは、大変難しい面があると、私も考えておりますが、先

ほど述べましたように、最終的な目標は、いかに地域住民が満足する住民サービスを提供できるかであり、そのためには、職員個々の能力を伸ばすことが必要であり、そのためのツールとして、この人事評価制があると捉えております。

また、この人事評価をすすめるうえで上司と部下がコミュニケーションをとることで、上下の枠を超え、町発展のため、同じ気持ちで同じ方向を向いて職務に励むことが可能となると、考えております。

以上であります。

■再質問

人事評価制度について再質問いたします。

人事評価制度は、既に自治体の半数以上で導入されていると聞いております。評価内容は、自治体によってかなり違っているように思います。

評価には絶対評価と相対評価がありますが、多くの自治体では職員を相対評価しても、上位区分の比率は示されても、下位区分で示されても、下位の悪い評価の区分は比率が示されていないというのが多いんですね、そういう自治体が多いんで

すけれども、中には、下位10%、最下位5パーセントと決められていて、どんなに頑張ってもだれかが最下位の5パーセント枠に入ってしまう、そんな自治体もあります。

寿都町の評価の具体的な評価の仕方というのはどういふふうになっているんでしょうか。

お答えください。

●町長

人事評価の関係については、本町については、絶対評価ということで、相対評価をするつもりはございません。

ただ、人ですから、努力しても差が出てくる、これはしょうがないことで、これはやはり各課ごとのチームとして、先程もお話ししたように、気持ちが一つに町づくり、各課の課題に取り組んでいく、これはやはりコミュニケーションをしつかり取ることによってですね、その個人個人の役割分担、それは得意な部分不得意な部分皆さん持ち合わせてる中でそれを協力し合って補っていくというのがチームでございまして、基本は、地域住民のために行政があるという基本

のもとに、住民に愛される町づくり、役場づくりを進めてまいりたいというふうな考えてございます。

■幸坂議員

人事評価制度について絶対評価だと何って、ちょっと安心しましたけれども、この人事評価導入の理由については、先程、町長も述べられたとおり、やはり、地域の住民が満足できるサービスが提供できるような職員づくりというんですか、そのために行われると思うのが本当の意味だと思わうんですかね。

総務省でも、「評価項目の明示をする」「評価者との面談制度」「結果をきちんと開示する」ということを制度化しながら、客観性と透明性が確保されるように、人事評価制度をやっていくということをおっしゃいます。

是非、町長も絶対評価と仰いましたので、その観点でやっていっていただきたいと思っております。

以上です。

1 月

- 11日 漁業報告祭 (小西議長)
- 17日 衆議院議員中村裕之氏、道議会議員村田憲俊氏 国政・道政報告会 (小西議長)
- 18日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 22日 民主党北海道 2016 新春パーティ (札幌市 小西議長)
- 27日 南部後志正副議長会中央要請活動 (東京都 小西議長、石澤副議長)
- 30日 歴史を活かしたまちづくり 「まちの元気をつくる集い」 (小西議長ほか)

2 月

- 6日 北海道議会議員 いちはし修治「新春の集い」(倶知安町 小西議長)
- 13日 参議院議員 徳永エリ 新春の集い (札幌市 小西議長)
- 15日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 16日 後志町村等監査委員協議会研究協議会 (札幌市 沢村監査委員)
- 17日 北海道町村等監査委員協議会定例総会 (札幌市 沢村監査委員)
- 21日 北海道議会議員 村田のりとし「新春の集い」(洞爺湖町 小西議長)
- 22日 全員協議会
- 24日 後志町村議会議長会 役員会 (札幌市 小西議長)
後志町村議会議長会 定期総会 (札幌市 小西議長)

3 月

- 1日 寿都高等学校 卒業式 (小西議長)
南部後志衛生施設組合議会 第1回定例会 (小西議長、木村真男議員)
南部後志環境衛生組合議会 第1回定例会 (黒松内町 越前谷議員)
- 2日 議会運営委員会 (木村親志委員長、沢村副委員長、山本委員、木村真男委員、石澤委員、小西議長)
- 8日 平成28年第1回定例会(1日目)・全員協議会
- 10日 第38回寿都町スポーツ表彰式 (小西議長、他議員多数)
- 14日 平成28年第1回定例会(2日目)
- 15日 寿都中学校卒業式 (小西議長ほか)
- 15・16日 平成28年予算特別委員会
- 17日 平成28年第1回定例会(3日目)
- 18日 潮路小学校卒業式 (小西議長ほか)
- 19日 寿都小学校卒業式 (小西議長ほか)
- 22日 例月出納検査 (沢村監査委員)
- 25日 寿都水産加工業協同組合 総会 (小西議長)
- 28日 全員協議会
- 30日 岩内・寿都地方消防組合議会 定例会 (岩内町 石澤副議長)

4 月

- 4日 寿都町教育関係三者合同歓迎会 (小西議長)
- 6日 潮路小学校入学式 (小西議長ほか)
寿都小学校入学式 (小西議長ほか)
- 7日 寿都中学校入学式 (小西議長ほか)
- 8日 寿都高等学校入学式 (小西議長)



南部後志町村議会議長会正副議長会中央要請活動



予算特別委員会